

## 佐倉市補助金検討委員会（第6回）会議録

日時	平成 26 年 6 月 24 日（火）14 時～	場所	佐倉市役所議会棟第 2 委員会室
出席者	委員：小口委員長、淡路委員、清水委員、山崎委員、吉見委員		
	事務局	福山企画政策部長 小川財政課長 蜂谷主幹 小林主査 塩浜主査補 田中主査補	
	その他	傍聴者 3 名	
内 容			
<p>(1) 配布資料の確認について（財政課 小林主査）</p> <p>(2) 議事</p> <p>1. 補助金のヒアリングについて</p> <p><b>■佐倉市役所職員共済会補助金</b>  <b>（橋口総務課長 花島副主幹、清野主任主事）</b>  <b>～概要説明～</b>          （橋口課長）</p> <p>職員共済会は正規職員により構成される互助団体で、職員の保健及び福利厚生を目的としています。共済会では、職員から選出された理事によって事業計画を立案し、各職場の代表者による総会の中で承認を受けて事業を実施しています。</p> <p>活動の財源としては、約 85%が職員からの掛け金で、残りの 15%が市からの補助金となっています。平成 25 年度の補助金の総額は 268 万 8,652 円です。</p> <p>補助金の内容で一番大きなものは、職員が人間ドックを受けたときの助成が 163 万 5 千円で、約 6 割にあたります。それ以外では、子育て、介護、冠婚葬祭等への助成、これは委託で行っていますが、63 万 8,700 円で約 20%です。残りが事務費や、昨年度は職場の環境を整備するということで、加湿器を購入し、職場へ配置しました。</p> <p>基本的には公費で支出すべきというものについて、補助金を充てています。具体的には、職員の労働安全衛生に関するもの、保健衛生に関するものを中心に充てています。</p> <p><b>～質疑応答～</b>          (A 委員)          共済会の事業運営、経理事務はどこで行っているのですか。          （橋口課長）          事務局は総務課です。          (A 委員)</p>			

総務課の職員が公務で事務処理をしているのですね。人間ドックについて職員共済組合からの助成はないのですか。

(橋口課長)

共済組合からも助成があります。市は、上乘せという形で行っています。

(A 委員)

共済会の仕事は福利厚生の一環と思いますが、できるだけ市が直接執行した方が望ましいのではないのでしょうか。補助という手段は最小限にするべきだと思います。

(橋口課長)

個々の事業については総会にかけて行っています。また、組合協議が前提となりますので、即答はできませんが検討していきたいと思います。

(A 委員)

共済会の役員構成は半分が使用者側、半分が組合側といった構成になっているのでしょうか。

(橋口課長)

理事は 10 名おり、各職階ごとの代表が 5 名、組合の代表が 5 名の半々で構成されています。

(委員長)

この補助金は、なぜ支出しなければならないのか理解できません。本来、これらの費用は庁舎管理費ないし人事管理費で支出すべきものではないのでしょうか。

照度の測定や室内空気の測定などの職場環境は、庁舎管理費で計上するものであり、就労管理支援事業や健康管理支援事業は、人事管理費として直接執行すべき費用と思います。なぜ、互助会をわざわざ組織して、補助金を計上して事業をおこなうのか理解できません。ついで、自己啓発支援事業は、一般的には研修のことを指します。県の研修や庁内における実務研修、さらに学会や大学の特別講座といった費用は、当該年度の研修費の予算の範囲で研修担当が、参加する職員に研修内容をよく聞いて支出すればよいわけです。

(橋口課長)

今までこういった形で支出してきたのは、公費で費用負担する分については、こういった支出のあり方が効率的であろうということですが、ご指摘のように、予算の組み替えで行ったほうがということであれば、検討していきたいと思います。

(委員長)

健康管理は労務管理の一環です。直接市が執行すべきもので、わざわざ互助会を通して行う必要はありません。職場環境は庁舎管理として行うべきです。

市民にもわかりづらいし、誤解を招きます。労働組合ともしっかりと協議していただきたいと思います。

(橋口課長)

労働安全衛生については、予算に計上されているものと、補助事業としているものがある

るので、外から見たときにわかりづらいというご指摘ですので、そこは検討していきたいと思えます。

(委員長)

未来を担う職員の研修は、しっかりおこなった方が佐倉市にとって財産になります。

民間企業でも研究費に費用をかけたところとかけないところでは将来に差がでることははっきりしています。このため、庁内でおこなう実務研修だけではなく、外部講師による研修、県・大学や外部シンクタンクに派遣する研修など明日の佐倉市に必要な研修にはコストをかけるべきと考えます。この背景は、人口減少社会による地域活性など今まで経験していない問題が佐倉市に及んでくることにほかなりません。

(橋口課長)

研修については予算計上しています。補助事業としているものについては、直接業務と関わりがない、自己研鑽するためのものです。

(委員長)

自己研鑽は、基本的には自己負担でおこなうべきです。したがって、個人が必要な知識の取得は、ポケットマネーが原則で、公費負担は佐倉市政に必要な研修ということになります。学会などもこの視点にたって、内容によって費用負担を考えればよいわけです。

(A 委員)

その自己研鑽は、具体的にはどのような研修なのですか。

(清野主任主事)

福利厚生を外部委託している会社に、幅広くメニューが用意されており、例えばパソコン技能の研修等です。

情報部門にいる職員が、高いレベルを目指したいときに、公費では出ないけれども、自費で目指すといったものに対する助成です。

(委員長)

情報部門の職員が、高いレベルを目指すために研修に参加するというのは、直接公費から支出するべきものです。それを職員に自己負担させて、補助するというのはわかりません。研修費で計上するのが筋であると思えます。

業務を向上させるもの、さらなる高みを目指すべきものであれば、予算の範囲内で研修費から支出するべきではないでしょうか。

(B 委員)

人間ドックについてですが、共済会から助成された後は、自己負担はどれくらいになるのでしょうか。自己負担がなくなる場合もありますか。

(橋口課長)

人間ドックにも種類があつて、一律ではないのですが、自己負担がなくなる場合はありません。

(B 委員)

補助金ではなく、市の予算から直接支出したことによって、人間ドックが受けづらくなるなら本末転倒であると思います。

(委員長)

法的義務として、使用者には従業員に健康診断を受けさせる義務があります。職場でおこなう健康診断の項目では少ない、他の項目も受診したいという要望は、原則的には職員個人が対応すべきことがらです。ただし、バラバラにおこなう職場健康診断ではなく、集中的におこなう健康診断を受診し、業務に支障をかけないなどの理由で、人間ドックを受診する場合は、当該年度の予算の範囲内で平等に費用の一部を補助するなどの制度はあってもよいと考えます。なお、この場合、若干の検診項目の上乗せはあっても許容の範囲です。

(A 委員)

人間ドックを受ける人は市の健康診断を受けなくてもいいのでしょうか。健康診断を受けない分、人間ドックを受ける人に助成するという発想ではないのでしょうか。

(橋口課長)

人間ドックを受ければ、健康診断を受けなくていいですよといった案内はしませんが、健康診断を受けられなくて、あとで人間ドックを受けますので、という職員はおります。

(A 委員)

市の健康診断を受けて、さらに人間ドックを受ける人に助成するというのは、重複している感じがします。

(委員長)

人間ドックを受けた人は、通常その診断書を人事に出します。両方受けなさいというのは聞いたことがありません。

健康診査は、特別な疾病検査で必要なときを除き、基本的には年一回です。

(橋口課長)

そのような特異なことをしている認識はありませんでした。健康診断を受けている人は、人間ドックを絶対受けてはいけないと、そのような指導をしているのですか。

(委員長)

基本的には、どちらかひとつ受診してくださいというのが基本です。毎年、市の健康診査を受診して人間ドックも受診するというのは受けすぎです。

(A 委員)

自己負担ならいいのですが、補助金を出している以上、二重払いになってしまうのではないのでしょうか。

#### ■佐倉市民生委員児童委員協議会交付金

(上村社会福祉課長、三須副主幹、西本主事)

### ～概要説明～

(上村課長)

まず、佐倉市民生委員児童委員協議会は、厚生労働大臣から委嘱を受けている市内の民生委員 204 名で組織されている団体です。

民生委員は児童委員も兼ねています。また、担当区域を持たず、児童に関することを専門とする市の主任児童委員がおります。

なお、市内の民生委員の定数は 209 名となっておりますが、平成 26 年 4 月 1 日現在、委嘱されている民生委員は 202 名で欠員が 7 名となっております。

現在、もう 2 名が県へ推薦中です。8 月ごろには県から 2 名が追加で委嘱となる予定です。

佐倉市民生委員児童委員協議会は、民生委員活動が円滑に進められるよう市内 8 地区の地区民生委員、児童委員協議会長が参加する地区会長会議や、市内各地区で、民生委員、児童委員協議会を毎月開催し、民生委員の職務に関する連絡調整、関係行政機関等の事務連絡、独自の研修会などを実施しています。また、広報研修、高齢者、児童に関する 3 つの本部会を設けてそれぞれのテーマにおける民生委員の役割などについての研究や、千葉県、また千葉県民生委員児童委員協議会主催の研修会へ委員を参加させるなど、民生委員としての資質向上も図っております。

市では、これら佐倉市民生委員児童委員協議会の取り組みを支援するため、会議費、研修費、需用費、研修旅費を補助金・交付金の対象として当該交付金を支出しております。

当該交付金を交付することで、民生委員の資質向上が図れるとともに、関係機関等の緊密な連携の下に民生委員活動が円滑に実施され、地域に暮らす高齢者や児童を始めとする要援護者に対する支援の充実、向上が図れるものと考えております。

### ～質疑応答～

(A 委員)

民児協に対する民生委員の個人会費はあるのですか。

(三須副主幹)

個人会費はあります。大きく分けて、県、市への民生委員児童委員協議会の会費があり、各地区独自の会費もあります。

(A 委員)

月額 9 千円ほどの報償費を受けていると思いますが、そのうち会費はいくらぐらいなのでしょう。

(三須副主幹)

各地区でどれぐらいの会費を払っているのか、全地区を把握していませんが、年間 9 万円のうち、県、市の民生委員児童委員協議会への負担が 7,000 円くらいです。

(A 委員)

地区会長会議は、行政側が招集するのではなく、自主的に集まっているのですか。

(三須副主幹)

実際は市の民生委員児童委員協議会が主催なのですが、事務局を社会福祉課で行っております。

(A 委員)

行政として連絡事項があるから集めるのではなくて、自主的にみなさんが集まっている中に、行政が顔を出して連絡をするということなのですね。

(三須副主幹)

事務局は毎回出ますが、高齢者関係のお願いですと高齢者福祉課の職員が参加してお願いをする、といった形で連絡調整を行っています。

(A 委員)

行政側の責任として、行政が会議を運営するべきではないでしょうか。補助金を1人4,000円払うから、会議を開催しなさいというのは違うように思います

また、研修については、行政側が研修機会を設けることはないのですか。

(三須副主幹)

佐倉市主催の研修会もあります。市内で行う市主催の研修は補助対象外ですが、千葉県や県の民生委員児童委員協議会への研修は補助の対象です。

(A 委員)

市が行う研修と、千葉県や県の民生委員児童委員協議会が行う研修はどこが違うのですか。

(上村課長)

それぞれテーマがありまして、市が行っている研修は、制度が変わったときなどに、担当課から市が主催して、民生委員さんに参加いただけないかという話があり、参加してもらっています。

また、年に1回、民生委員児童委員協議会の総会があり、その後に全体の研修会を行っています。こちらの主催は民生委員児童委員協議会ですが、実際は事務局が事務を行っています。このように、民生委員児童委員協議会と相談をしながら行っています。

地区会議、会長会議は毎月定例で行っており、庁内の関係各課に参加してもらっています。

(A 委員)

民生委員児童委員協議会の経理事務はどちらで行っているのですか。

(三須副主幹)

基本的には、事務局で行っています。

(A 委員)

民生委員、児童委員は特別職の公務員であり、職務内容も福祉行政を助ける内容ですから、会議の招集、研修は補助金を出して協議会に任せるのではなく、市が直接執行すべき

ではないでしょうか。

(委員長)

定数 209 名のうち欠員 7 名というのは大変なこと。民生委員、児童委員はなり手がいません。昔は名誉職、ボランティアという意識でしたが、そういう時代は過ぎたと思います。民生委員、児童委員は過重な負担を強いられています。

児童虐待、DV、認知症など、仕事が増えてきています。それにしても 1 人 4,000 円の費用弁償では頑張ってもらえないと思います。なんでもかんでも民生委員にお願いする傾向が強いですが、ポイントを絞っていかないと、こんなに複雑化する社会の中で、従来の価値観では続きません。

もう少し民生委員さんを評価してあげてほしいと思います。少し検討していただきたい。

(三須副主幹)

費用弁償は月額 4,250 円です。

(上村課長)

実費弁償は車代くらいにしかありません。去年の 12 月に任期が満了となりましたが、なかなか後任が見つかりませんでした。

(委員長)

市職員の OB に助けてもらうのも手だと思います。

(C 委員)

個人情報保護の観点から、なかなか市から情報提供を受けられないので、声をかけたり、地域から掘り起こさなければならぬとかがいりましたが、そうなのでしょう。

(三須副主幹)

昨年度から、75 歳以上の高齢者の方の名簿を配布させていただいたところです。ただ、この方が認知症です、この方に障害がありますといった情報は載っていません。

(C 委員)

年齢ではないと思います。DV には当てはまりませんし、どこの誰に問題があるのか、掘り起こすのは民生委員であるということでしょうか。

(三須副主幹)

DV ですとか、児童虐待がある場合には、個別に情報提供をさせていただいています。

(上村課長)

それぞれかかわる担当課がありまして、それぞれが支援していく中で、民生委員さんに声をかけさせていただいて、こういう方がいらっしゃいますので見守りをお願いしますとか、定例会の議題に入れて説明するなどして、連携をとらせていただいています。

(委員長)

75 歳以上の名簿を作成して配布したことはとても気になります。もし悪い方にその名簿が漏れることがあったら大変なことになります。したがって、支援が必要な方は民生委員さんが代々引き継いでいくといったことが地域のなかで話し合われていなければなりません。

ん。

(三須副主幹)

取扱要領と一緒に配布しています。

(委員長)

高齢者・障害者など体力のない方の問題は社会福祉課だけの問題ではありません。災害時の避難は防災課が必要ですし、防犯や交通安全は安全対策を担当するところが必要です。

したがって、庁内の関係セクションが連携し、高齢者・障害者などの社会的弱者の方の支援の仕方を警察・消防・地域市民組織を含めて話し合っておく必要があります。

便利だからといって、安易に名簿を作成することは避けるべきです。

(三須副主幹)

総会でも何故出さないのかといった意見もいただきました。千葉県内でもリストを出すのが最後になってしまったところもあります。民生委員にマニュアルを配布し、取り扱いについての誓約書をいただいた人に限ってリストをお渡ししています。

(委員長)

重々気を付けてください。取扱いだけではなく、技術的な工夫・努力も必要です。

## ■佐倉市シルバー人材センター補助金

(清宮高齢者福祉課長、渡部主査、阿部主査補)

～概要説明～

(清宮課長)

佐倉市シルバー人材センターは公益社団法人佐倉市シルバー人材センターとして、高齢者等の雇用の安定に関する法律に基づいて、定年退職者、その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なものまたはその他の簡易な業務に関わるものの機会を確保し、及び、これらのものに対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらのものの能力の積極的な活用を図ることができるようにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする、高年齢者就業援助法人です。

高年齢者等の雇用の安定に関する法律が改正され、65歳までの再雇用環境の法的整備が進む中、65歳を超えた方々の雇用機会を確保していく受け皿として当該センターは依然として必要な役割を担っていると考えております。

市といたしましては、団塊世代が定年を迎え、高齢化が進み、高齢者が生きがいを持ち、引き続き社会の担い手として活躍できる環境を整備していくことが必要であると考えております。

本補助金は、佐倉市における高齢者の就業機会の確保を図るため、事業費の1/2以内、かつ予算の範囲内の金額を交付するもので、シルバー人材センターは、その設立目的を高齢者の就業機会の増大を図ることを主眼とし、公益社団法人の認可をとっているため、収益



性に乏しく、財政的に厳しいことから、市の補助は有益であり、今後も継続してまいりたいと考えております。

なお、国の補助金交付にあたり、地方公共団体からの補助が要件となっていることを付け加えさせていただきます。

#### ～質疑応答～

(B 委員)

定年延長に伴って、65 歳以上の方が中心になっているということですが、会員数はどう推移していますか。

(清宮課長)

平成 25 年度で 1,013 人です。一番多い時が平成 21 年度の 1,196 人です。会員数が減っているのは、厚生労働省が派遣と請負を整理したときに、例えば、スーパーの駐車場の整理などは、従前はシルバー人材センターから派遣されていましたが、スーパーが雇用することになったため、会員から外れるといったことによるものです。

(委員長)

職務内容はどのようなものですか。

(清宮課長)

草木の剪定、ふすま・障子の張替、筆耕、家事援助、パソコン教室、手芸教室等が主なものです。

この 4 月からはワンコインサービスで家事援助も行っています。従来は 1 時間を単位としていましたが、軽易な家事援助について 30 分以内であればワンコインで行っています。

また、この 4 月からは訪問介護サービスも始めています。

(B 委員)

訪問介護の指定を受けるシルバー人材センターは増えているのですか。

(渡部主査)

千葉県内では初めてです。

(B 委員)

当初のシルバー人材センターの役割から、期待される役割は変化したのだと感じました。

(清宮課長)

佐倉市のシルバー人材センターは県内でもトップクラスのポテンシャルを秘めていると思います。

(B 委員)

計画額、予算額を見ると、平成 24、25、26 年度と同じ額ですが、どういう考えによる設定なのですか。

(清宮課長)

現在の 1,000 万円については、国の補助基本額を基に、市の単独経費を加味している金

額です。国の事業仕分けにより補助額が下がりましたが、また 888 万円まで補助額が引き上げられています。市としては、高齢者の就業の機会を確保するために、さらに加味して 1,000 万円を交付しています。

(B 委員)

そうすると、国から 888 万円、市から 1,000 万円をもらって運営しているということでしょうか。

(清宮課長)

そのとおりでございます。

(B 委員)

訪問介護も新規事業として加わると、さらに予算が増えるということですか。

(清宮課長)

訪問介護は独立して事業所を設立しています。

(委員長)

シルバー人材センターの介護サービス係ということですか。

(阿部主査補)

法人としてシルバー人材センターが存在し、その一部に介護保険を行う事業所があるという扱いです。

(C 委員)

補助金はどうなっているのですか。

(清宮課長)

訪問介護事業には支出していません。独立採算の事業所になります。

(委員長)

市からシルバー人材センターへは、職員が出向しているのですか。

(清宮課長)

出向していません。

(A 委員)

役員はどういう方々なのですか。

(清宮課長)

理事として、社会福祉協議会会長、観光協会、商工会議所の理事が参加しておりまして、その他の方は会員の各地区の代表者になります。

(委員長)

市の職員はいないのでしょうか。

(清宮課長)

観光協会の専務理事は市の職員 OB ですが、現職の職員はいません。

(A 委員)

職員数はどうですか。

(清宮課長)

5名と臨時職員7名で12名です。

(委員長)

シルバー人材センターの活動は、植木の手入れや草むしり、障子・ふすまの張り替えなど職人的かつ肉体労働的仕事が多いのが現状です。したがって、市役所や銀行・商社・保険会社などの事務系退職者が活躍できる職種がないのが現状です。地域産業界、大学、保健医療福祉業界など地域の関係者と幅広く連携し高齢事務系職員が参加できる職種の開発をおこなっていただきたいと思います。こういった研究に補助金を支出することは将来の投資となります。

(清宮課長)

シルバーの職種開発ということで、緊急雇用制度を使って、地域包括支援センター等の事務の隙間を探すといった研究を進めているところです。

(A 委員)

会員数の推移と、仕事量の推移を教えてくださいなのですが。

(清宮課長)

平成20年度は会員数が1129人、就業延べ人数が135,598人、受注件数が12,329件です。平成25年度は会員数が1,013人、就業延べ人数が87,890人、受注件数が13,669件です。

受注件数は伸びていますが、就業延べ人数は減ってきています。

(A 委員)

駐輪場はシルバー人材センターが従前行っていたが指定管理になった、という話がありました。シルバー人材センターとしては仕事を取りに行っているのでしょうか。

(清宮課長)

取りに行っています。

(A 委員)

高齢者が増加する中で、生きがいをもった人生を送ってもらおうといった観点からも、仕事量を増やすこと、会員数を増やすことが大事だと思います。事業規模を拡大していくような努力をお願いします。

また、市としても補助金を1,000万円で固定するのではなく、もっと出してもいいのではないのでしょうか。

(B 委員)

事業の意味合いを考えるのであれば、会員数を増やす、仕事量を増やすという目標が達成できれば補助金が増える、達成できなければ減るといったインセンティブを働かせてもいいのではないのでしょうか。1,000万円の使途の大部分が固定費だとすると難しいかもしれませんが、仕事が少なければ固定費も少なくてもいいはずですが。

(C 委員)

例えば庭木の剪定をしたとき、その報酬から、シルバー人材センターへはどれくらいお金が入るのですか。

(清宮課長)

10%がシルバー人材センターに入ります。

(C 委員)

会員数も仕事量も減っているのに、なぜ同じ 1,000 万円を支出しているのですか。

(清宮課長)

国からの補助金と同額にするという考え方もあるが、高齢者に就労の場を提供しなければならない中で、我々としては事業を拡大してほしいという願望を含め、補助額を減額せずに維持してきた経緯があります。

(委員長)

B 委員が言ったように、補助額が固定だと努力をしないので、独立採算を目指す形だと思うので、そういう方向に持っていく努力をお願いしたいと思います。

また、職種を広げる努力をしていただきたい。市内の企業や大学の先生と勉強会をして、研究して行ってほしい。

(B 委員)

介護サービスにいち早く取り組んでいるということですので、その意気込みでやっていただきたいと思います。

(委員長)

期待しています。

## ■認可外保育施設運営費等補助金

(立田子育て支援課長、滋野主査)

～概要説明～

(立田課長)

認可外保育施設運営費等補助金は、児童福祉法の規定に基づく届出を、千葉県知事に行った認可外保育施設に対し運営に要する経費の一部を補助しているもので、保育環境の向上を目的に交付しています。

対象となるのは国が定める認可外保育施設指導監督基準に適合し、その旨を証明する証明書が交付されている認可外保育施設で、現在市内には 5 施設ございます。

補助対象経費は、健康診断等に関する経費、保険加入に関する経費、備品等充実に関する経費の 3 項目で、補助金の額は、交付基準額により算定した額と、実際に支出した当該年度の補助対象経費に相当する額のいずれか少ない方の額です。

平成 25 年度の実績ですが、3 施設に対して合計 44 万 7,250 円を交付しています。認可外保育施設は、待機児童の受け皿としても機能しているため、交付対象施設を目標値とし

て設定しています。

平成 25 年度は、3 施設と、目標の 4 施設は達成しておりません。今後は、市の単独補助である本補助金の趣旨も鑑みながら、来年度より施行される予定の子ども子育て支援新制度において、制度に位置づけられる小規模保育事業、これは複数の保育従事者が複数の児童を同一の場所で預かる制度ですが、現在、国の制度としての位置づけのない、認可外保育施設から、この小規模保育事業へ移行する施設もあり得ることをふまえ、見直しを検討する必要があるものと考えています。

～質疑応答～

(D 委員)

補助していない 2 施設は、補助申請が上がっていないのですか。

(立田課長)

そうです。

(D 委員)

小規模保育施設については、この補助の対象となっていませんが、現在の状況ではどのような補助の方策をとっているのですか。また、検討が必要とのことですが、今後、認可外保育所への補助金と、小規模保育施設への補助金と、どういうあり方が望ましいと考えていますか。

(立田課長)

園によって、リトミック教育といった特徴的な教育方法をもっていて、その教育手法に賛同して預けている保護者の方もいらっしゃいます。子ども子育て支援新制度については、小規模保育は新制度の対象となるので、園を回って意向を確認するところですが、公的な運用に乗れば、補助もあるので運営が楽になると思いますが、いくつか問題点もあるので、きちんと見極めなければいけないと思っています。

(委員長)

リトミック教育は何施設で行ってますか。

(立田課長)

1 施設です。

(A 委員)

認可外保育施設は、認可保育園としての基準を満たしていないわけですが、こういった点が基準を満たしていないのですか。

(滋野主査)

建物の面積基準ですとか、設備として給食の設備がないといったハード面と、0 歳児 3 人に対して保育士が 1 名といった職員の配置基準といったソフト面があります。

(A 委員)

認可外保育施設はどういった経営主体なのですか。社会福祉法人や任意団体なのでしょう

うか。

(滋野主査)

株式会社、有限会社、任意団体、といったところもあります。

(A 委員)

乳幼児の人数、保育料は認可保育園と比べてどうなのでしょう。

(立田課長)

人数が一番多い施設で 25 名、他の施設は 5 人から 15 人です。

(滋野主査)

認可外保育園の保育料は、認可保育園より若干高い水準です。

(B 委員)

認可外保育園に補助金を出すのは、行政の管轄が及びにくい中で、保育園としてふさわしくない環境にしないためのもので、体力のある自治体が行っていると思います。子ども子育て支援新制度が始まり、小規模保育施設への補助制度ができれば、極論不要になると思うのですが、市としてはどう考えていますか。

(立田課長)

新制度による補助を受けて運営していただくのが一番だと思いますが、受け入れ先や連携の面で課題があります。

(B 委員)

都会だと認可保育園に入れたいけど入れないので、認可外保育園に預けていますが、佐倉市ではどうですか。

(立田課長)

そういう方もいらっしゃいます。

(B 委員)

預ける側としては、認可外より認可の方がいいですね。

(委員長)

佐倉市の待機児童は直近で何名ですか。

(立田課長)

6 月 1 日現在で 41 名です。保育園は 2 園できるのですが、保育園ができるとまた待機児童が増えてしまいます。

(委員長)

高齢化社会で働き手が不足している中、女性が働こうにも働けないのは問題です。保育園の整備は公設公営、民設民営、公設民営、いろいろ組み合わせを駆使して待機児童の解消を図っていただきたい。

(A 委員)

待機児童に地域的な偏在はありますか。

(立田課長)

志津地区に待機児童が多い傾向があります。

(A 委員)

空きがある保育園もあるのですか。

(立田課長)

空きはほとんどありません。多くが定員です。

(B 委員)

さきほど、来年度からの新制度に合わせて制度の見直しを検討するということでしたが、どういうところを見直しするのですか。

(滋野主査)

極論すれば廃止というご意見もありましたが、認可外保育園を市としてどう位置づけていくのか、今後検討していきたいと考えておりますが、その前段階として、先般国から公定価格が示されましたので、認可外保育園への意向調査等も行った上で検討していきたいと考えております。

(B 委員)

以前から認可保育園になりたいという要望があった施設はありますか。

(滋野主査)

1 施設ありましたが、設備の問題があり、初期投資等もかかるという中で、なかなか調整がとれませんでした。

(委員長)

佐倉市の独自基準をつくれればいいのではないのでしょうか。施設補助を申請するには、部屋の大きさを何㎡確保しなさい、また、測量は芯々で測りなさい、いや内法で測るのが基準ですなど細かい制約がいっぱいあります。しかし、それらの基準でなければいい保育ができないかといったらそうではありません。また、保育士・看護師といった有資格者がいなければいい保育園ができないのでしょうか。一般に子どもを産んだ女性はみんな保育をしています。この経験は学校で理論的に保育学んだ方よりは実践的には役立つことも多いと考えます。したがって、有資格者がいる程度施設にいることも必要ですが、経験者の参加もきわめて効果的な方法です。佐倉市は補助金に頼ることなく新たな保育行政を確立してほしいものです。そのためには、調査・研究を行う補助金は必要です。既成保育行政に頼ることなく、新たな施策の打ち出しを期待したいものです。

(A 委員)

この補助金は待機者縮小の役割を担っており、市の保育行政に貢献しているのではないかと推測されます。ここに書かれている補助金だけではなくて、認可保育園と認可外保育園に保育料に差があるならば、差を埋めるような補助金を出すことも検討してみてもいいかがでしょうか。

(B 委員)

四街道市で差額を全額出すことになったと聞きました。

(委員長)

課長さんは横浜に出張しましたか。先進自治体を見習ってはどうか。待機児童を減らす施策をしないとイケません。

健康課の母子保健事業、福祉の母子福祉事業・子育て支援事業、教育委員会の学童クラブ事業など子育て支援は、総合的に考えなければ人口減少社会の歯止めにはなりませんし、保育者は安心して働くこともできません。

(B 委員)

認可外という名称が悪いと思います。佐倉市が認定しているということがわかる補助金名称だといいいのではないのでしょうか。

(委員長)

質が確保できれば市民は安心して子どもを預けられます。工夫をお願いします。

## ■佐倉市体育協会補助金

(湯浅生涯スポーツ課長、遊佐主査補、荒木主事)

～概要説明～

(湯浅課長)

佐倉市体育協会は、当市のスポーツ振興、競技力向上を担う、中心的な団体で、昭和 29 年の市政施行と同時に設立されました。今年で 60 周年を迎えます。

活動の内容といたしましては、市民大会、オープン大会といった各種スポーツ大会の開催をはじめ、スポーツ教室、指導者の講習会、講演会、優秀選手の表彰なども実施しております。このほか、毎年開催される印旛郡市市民大会、千葉県県民体育大会へ選手を派遣しております。

補助金の概要ですが、補助対象を専門部活動費と派遣費の 2 つの経費としております。

専門部というのは体育協会傘下、現在 23 競技専門部があります。専門部の活動費は、各加盟団体が独自に実施する大会の運営費、あるいはスポーツ教室、講演会などに要する経費としております。

派遣費につきましては、印旛郡市市民大会及び千葉県県民体育大会に、佐倉市の代表として出場する選手に対する交通費相当額でして、この中には、昼食、雑費等も含まれているという考え方です。

印旛郡市市民大会は、印旛郡内 8 市町により、毎年 17 競技種目が開催されております。

千葉県県民体育大会は、印旛郡市市民大会で優秀な記録を取めた選手が出場するもので、39 競技に派遣しております。

～質疑応答～

(A 委員)



体育協会に加盟している競技団体数は23の専門部会数と同じですか。

(湯浅課長)

そうです。

(A 委員)

加盟の競技団体に体育協会から補助金が出ているのですか。

(湯浅課長)

16万円が均一に、専門部活動事業費という名目が出ています。

(A 委員)

そのお金は補助金が原資になっているのですか。

(湯浅課長)

そうです。

(A 委員)

子供たちの少年少女のスポーツ団体は独立しているのでしょうか。それとも、野球でいえば野球連盟の中にあるのでしょうか。

(湯浅課長)

野球連盟の中に、下部に存在します。

(A 委員)

少年少女のスポーツ団体はいくつくらいあるのですか。

(遊佐主査補)

野球は23チーム、サッカーは約10チームあります。

(A 委員)

体育協会の役割は、スポーツの裾野の拡大なののでしょうか。それとも競技力の向上なののでしょうか。

(湯浅課長)

スポーツの振興ですので、裾野の拡大、あるいは携わる者の広がりが主目的で、競技力の向上というのは目的の一部です。

(A 委員)

少年少女スポーツのほとんどは、指導者が手弁当で休日返上で指導しています。子どもがチームの一員として活動することで社会性が身に付く、あるいは子どもの健全育成に大いに役立っていると思います。私は、こういった活動は活発化したほうが良いと思っていますのですが、市から援助が届いているとは思えないので、指導者の意見を伺いながら、援助を検討していただきたい。

(委員長)

大会会場への交通費等とあるが、宿泊費を含むのですか。

(湯浅課長)

千葉県民体育大会については、宿泊費等も含まれます。印旛郡市民体育大会については、1

選手あたり 2,000 円相当で、旅費、昼食代、諸雑費です。

(委員長)

全国大会まで行ったらどうなるのですか。

(湯浅課長)

千葉県民体育大会、印旛郡市民体育大会が補助の対象です。関東大会や全国大会になりますと千葉県の代表になるので、所管が変わります。

この大会は地域の大会でして、関東大会、全国大会といったものとは違います。

(委員長)

全国大会へは出場しないのですか。

(湯浅課長)

出場しません。

(委員長)

こんなことは考えられませんか。選手のご家庭にお金なくて、全国大会に出られないというようなことは。

(遊佐主査補)

把握はしていません。

(委員長)

スポーツの裾野を広げるということはいいことです。頑張っている市民に対して、全国大会に出場するときは、国や県が補助を出してくれるだろうという希望的観測ではまずいのではないのでしょうか。印旛郡市、県大会までという線引きはかわいそうではないですか。

高校野球で、甲子園に行くとなるとどうなるのですか。長嶋さんがいた佐倉市なのに、全国大会へ出場するとなったら、補助をしないのでしょうか。

(湯浅課長)

他市では、急きょ予備費等で激励金を支出するという例は聞いています。

(委員長)

あらかじめ決めておくべきではないでしょうか。

野球に出してサッカーに出さないのはおかしいと思います。基準を明確にしておくべきではないでしょうか。

甲子園に出場が決まると臨時議会を開くというのはおかしいのではないのでしょうか。

市だけではなく、観光協会、商工会、農協と相談して、基準を決めておくべきではありませんか。

市内の高校生が全国大会に行くとなったら市民の誇りです。それは県か国が補助しますというのではさみしいように感じます。

(D 委員)

550 万円のうちの派遣費はどれくらいの割合ですか。

(湯浅課長)

200 万円です。

(D 委員)

活動部門で、スポーツ少年団は別部門なのでしょうか。

(湯浅課長)

別に補助金が出ています。

(D 委員)

活動部門に障害者の活動部門はありますか。

(湯浅課長)

ありません。

(D 委員)

障害者のスポーツ団体はありますか。

(遊佐主査補)

市民体育館でサウンドボールをしている団体があります。

(D 委員)

体育協会でカバーしているのですか。

(遊佐主査補)

障害福祉課でカバーしています。

(委員長)

佐倉市ではありませんが、ある団体の活動記録を見たら、必ずお茶代を出しているところがありました。その団体は 10 万円以上お茶代を支出していました。普段、生活の中で、お昼を食べて、冷たいものを飲むのは自己負担です。市が関わった途端、お弁当とお茶が出るのはどうなのでしょう。

費用弁償をしっかりと払うのはわかりますが、通常の市民が自腹で買っているお弁当、お茶代へ補助金を出すのはどうでしょうか。

その辺も整理しておいてください。必要などころにはきちっと出す。普段の生活とかぶるものについては出さない。そういった整理をお願いします。

#### ■佐倉交通安全協会佐倉支部長連絡協議会補助金

#### ■佐倉市交通安全母の会事業補助金

(高石道路維持課長、高科副主幹、岩佐主事)

～概要説明～

(高石課長)

佐倉交通安全協会佐倉支部長連絡協議会補助金は、佐倉市、八街市、酒々井町の 2 市 1 町からなる、佐倉市交通安全協会のうち、佐倉市内の 8 支部により構成される組織です。

市は、本連絡協議会が、交通安全活動に要する経費に対し、補助率 1/2、限度額を 90 万円として補助金を支出しております。

補助対象経費は、会員が交通安全事業に出動する際に必要な活動費、ならびに保険代、研修費などが含まれています。

連絡協議会の主な活動は、交通安全運動や、交通事故多発に伴う街頭監視活動が挙げられ、およそ 100 名の会員が活動に従事しています。

また、市内の幼稚園、小中学校で毎年実施される、交通安全移動教室での教育活動や、毎月 10 日の交通安全の日に合わせて啓発活動など、市の交通安全施策へのご協力だけでなく、花火大会や、マラソン大会などのイベントでも街頭警備を行っています。その活動を補助することにより、市内の交通安全確保及び、市の事業の円滑化などの効果が見込めます。

なお、計画額及び予算額は 80 万円となっておりますが、平成 24 年度、25 年度における補助の実績はそれぞれ平成 24 年度が 51 万円、平成 25 年度が 42 万 3,500 円でした。これは本会の財源の 1 つである、佐倉交通安全協会からの補助金が縮減されたため、本会の事業が縮小したものです。

佐倉市交通安全母の会は、「交通安全は家庭から」を合言葉に、家族ぐるみの交通安全教育を進めることを基本姿勢とし、現在 35 名の会員が交通安全活動に尽力してくださっています。

市は、佐倉市交通安全母の会が、交通安全活動に要する経費に対し、補助率 1/2、限度額を 30 万円として予算の範囲内で市長が必要と認める額の補助金を支出しています。

佐倉市交通安全母の会は、市の交通安全施策への協力のみならず、独自の交通安全活動を積極的に行っています。例えば、毎月 10 日の交通安全の日に行われている高齢者が多く集まる新町通りでの金比羅市での啓発活動、市内の新入園児への手作りの交通安全のお守りの配布など、地道に活動を続けてくださっています。

その活動は、交通安全意識を住民一人ひとりに届けるため、警察や行政の活動のみでは手の届きにくい部分をカバーしており、本会の活動を補助することは、住民への交通安全啓発に、効果を発揮すると考えています。

交通安全母の会は、千葉県の 18 市町で結成されており、佐倉市交通安全母の会の会長は今年度より千葉県交通安全母の会の連合会の副会長を務めております。本会の活動は、他の市町村の模範となるものであり、市といたしましても、その活動を重要なものと認識しております。

両補助金の違いですが、交通安全協会につきましては、警察行政と交通安全施策について事業を行ってもらっています。

交通安全母の会につきましては、家庭がベースという考え方で、家の中で主婦の立場か

ら子どもや老人の方に、交通安全の教育、啓発を行い、交通事故 0 を目指した活動を行っているというものです。

～質疑応答～

(委員長)

委員のみなさんが思っていることを代弁すると、この 2 つの補助金は全く同じではないでしょうか。安全協会はどこの自治体にもあり、警察と連携していくというのはわかります。交通安全母の会はなぜ必要なのでしょう。例えば、交通安全少年団が設立されたら、そちらにも補助金を支出するのでしょうか。活動内容はほぼ同じなので、統合するべきではないでしょうか。

(高石課長)

活動内容に重複はあります。

(委員長)

ほとんど重複しています。児童の登下校を見守る活動は、一般的には学校の生活指導の先生が中心となって PTA が行います。また、PTA では足りないところを周辺の自治会、町内会に協力してもらって、敬老会の人に参加してもらうとか、学校を中心として広がっていくものです。

現在、交通安全として期待されているのは、敬老会です。

(高科副主幹)

交通安全協会は基盤を警察においていて、全国交通安全協会があり、千葉県交通安全協会があり、佐倉市交通安全協会があるという形だが、交通安全母の会は全国組織でもあるのですが、県の環境生活部生活安全課が所管していて、上部組織が違うものですから、一概に統合することはできません。

(委員長)

上部組織の所管が違うから統合ができないというのは違います。活動が同じで完全な二重行政になっています。家庭で親が子に交通安全を説くのは当たり前です。交通安全協会に市が警察と連携してやっていくというのは理解できます。

上部がこういう組織形態だから仕方がないなどと言っていたら、みんな仕方がないことになってしまいます。補助金はみんな省庁による縦割りで、そのために無駄が多いものです。本当に必要な事業で、交通安全協会と交通安全母の会が違うといったことが示せば、補助金の支出根拠が違うということで理解できるのですが、活動内容がほとんど同じで補助金がそれぞれに支出されるのであれば、会を分けることで、補助金を二重取りしているようにしか見えません。

(高科副主幹)

家庭から、女性の目線からといった交通安全母の会は、新入学生や幼稚園生に対して手作りのお守りを配布するといったことは、交通安全協会には難しい作業です。

(委員長)

交通安全協会には女性がいないのですか。それは違うし、間違っています。交通安全協会には女性もいるでしょう。

補助金が 44 千円です。そんな少ない額を出す必要があるのでしょうか。理解できません。

(高石課長)

市民が交通安全のためにボランティア活動をしているということで、市としてはできる範囲で、額は少ないかもしれませんが補助しています。

(D 委員)

交通安全母の会の他に、交通安全活動を主として行っている団体はあるのでしょうか。そういったところは補助対象ではないと思うので、そこに補助をとすることは考えていないのでしょうか。

(高科副主幹)

通学路を見守ってくださる方もいらっしゃいますので、そういった補助も検討していきたいと思います。

(B 委員)

35 名の方が活動中ということですが、このメンバー構成は変わっていくのでしょうか。

(高科副主幹)

高齢の方々になっていきますが、孫を見るような、優しい目で見ていただいています。若い母親ですと、手作りのお守りを作る時間もなかなか取れないと思います。そういった点でご理解いただければと思います。

(C 委員)

交通安全母の会で CATV に、一日何回かの時間枠をとって、交通安全について放送しているそうですね。

(岩佐主事)

5 月に 1 日 3 回放送枠をもって CATV で放送していました。地域でボランティアを頑張っている方を紹介するといった内容でした。

(委員長)

35 人で 44 千円だと 1 人あたり 1,200 円程度です。必要なのですか。

1,200 円を支出するために、交付申請をして、交付決定をして、事業を行って、実績報告をしています。会の定款を作って、役員名簿を出して、そういう補助金が必要なのですか。

(高石課長)

額は小さいのですが、市から補助金が出ているので、交通安全母の会と一体感をもって取り組んでいます。

(委員長)

全国的な流れで、零細補助金は支出していません。10 万円以下のものは、ほとんどありません。事業効果が、年間 44 千円であるのでしょうか。35 人の人に、年間 44 千円を支

払うだけで交通安全が図れるというのはすごく疑問です。

むしろ、この補助金をやめて、交通安全協会に 44 千円を交付し、地域の活動に役立ててくださいとするほうが、よほどいいのではないのでしょうか。

(高石課長)

交通安全協会と交通安全母の会では設立経緯も違います。それぞれ独自に活動している団体ですので、別々に補助金を交付しています。交通安全母の会への補助額は少ないですが、交通事故の件数、死亡者の件数も減ってきているのは事実としてありますので、こういった活動が継続されて今があるとなれば、今後も補助していくことが大事だと思っています。

(委員長)

事故が減ったのは、道路をきちんと整備して、右折レーンを作って、といったことによるものです。

(A 委員)

交通安全母の会と交通安全協会は仲が悪いのですか。お互いに協力はできないのですか。

(高石課長)

仲が悪いということはありません。お互いの交流はあまりないと聞いています。交通安全母の会に市が期待しているのは、交通安全協会では行き届かない、きめ細かな活動をお願いしています。

(委員長)

課長の苦しい立場はよくわかりますが、検討してください。まったく同じことをやって補助金を出しているというのは、おかしいです。年間 44 千円で何ができるのでしょうか。交通安全協会とも議論して、下部組織に組み込むなど、検討をしてください。

## 議題 2 : 意見のとりまとめについて

(委員長)

佐倉市役所職員共済会補助金についてはいかがでしょうか。

(A 委員)

使用者の福利厚生としての責任として支出するものは、予算に直接計上し、直接執行するべきではないでしょうか。共済会への補助金をまったくゼロにできないにしても、できるだけ縮小するべきではないでしょうか。

(委員長)

健康診断、研修、職場環境の改善は直接執行すべき経費です。そういうご努力をしていただけたということでしたので、職員組合とも協議をしていっていただきたいと思います。

(委員長)

佐倉市民生委員児童委員協議会交付金についてはいかがでしょうか。

(A 委員)

公務の一環として活動しているので、行政の責任として必要なものは直接執行してもらいたいと思います。そうすれば補助金の廃止ができるのではないのでしょうか。

(委員長)

費用弁償は必要です。

(小川財政課長)

費用弁償的な意味合いで、月額 4,000 円が各委員に交付されています。この補助金はそれとは別に協議会に対して交付しているということです。協議会が行う研修旅費がここで支出されています。

(A 委員)

特別職の公務員ですので、研修旅費は直接支出するべきだと思います。

(小川財政課長)

市がこの研修に行きたくらいという場合には、費用弁償として市から支出することもあろうかと思います。

(委員長)

2つあるということです。市が参加してきてほしいというものと、協議会が主催しているものと。なので、まったく補助金をなくすということではできないでしょうけれども、直接執行できるところは直接執行してもらえればと思います。

(A 委員)

1人 4,000 円という補助金の積算は不適切だと思います。事業費を申請させて、その 1/2 を交付するとか、そういう交付方式にしないといけません。

(蜂谷主幹)

民生委員は地域で活動をしているので、ほとんどの場合費用弁償が発生しないので、こういう支出になっていると思います。

(A 委員)

それは定額で、別に出ているのではないのでしょうか。研修に行ったときにかかる費用をここで補助するというものでしょう。

この補助金には、県からお金が入ってくるのですか。

(小川財政課長)

80 万円のうち 60 万円は県の補助金として市に歳入されます。市が協議会に補助金を出す場合に、県が補助してくれるというもので、民生委員の数×3,000 円というのが県の補助基準で、市はそれに 1,000 円上乗せしているという状況です。

(A 委員)



月額報酬は、どのように支出されているのですが。

(小川財政課長)

報酬費として1人あたり4,250円×12月を市から支出しています。

(小林主査)

県からは活動費という名目で、各民生委員さんに直接支出されていたと記憶しています。

(委員長)

活動に対してもっと補助した方がいいと思うのですが、佐倉市内部で検討してください。

(委員長)

佐倉市シルバー人材センター補助金については、いかかでしょうか。

(B委員)

インセンティブを与えるような補助金の支出方法を検討してもらいたいと思います。

(委員長)

仕事の裾野も広げてもらいたいです。事務職が働ける場所がなく、その研究のための補助ならなるほどと思うのですが。

(A委員)

雇用人員が約87,000人ですから、仮に一人につき100円を補助しますとすると約870万円です。雇用人数を増やせば、補助金が増えるとなれば、一生懸命になるのではないのでしょうか。

(B委員)

会員数だけだと、登録していればいいのかということになるので、活動人数を基礎とするのがいいのでしょうか。

(委員長)

働いた人数ということですね。

(塩浜主査補)

市が補助金を出すことが、国の補助を受ける要件ということになっていますので、インセンティブの付け方が、国の補助要件を満たしうるのかということに検討の余地がありません。

(B委員)

下限があるということでしょうか。

(小川財政課長)

市の支出以上に国は支出しないという関連があります。

(B委員)

下限を国に設定すればいいのではないのでしょうか。

(委員長)

国に佐倉市が頼ることなく補助した方がいいのではないのでしょうか。会員数で測るのではなく、仕事量で量るのがいいのではないのでしょうか。仕事量が減って国の補助金が減っても仕方がないと思います。佐倉市の独自方式を作ってほしいと思います。

(委員長)

認可外保育施設運営費等補助金についてはいかがでしょうか。

(B 委員)

制度が変わったときに見直しをするということなので、それはそれでいいと思いますし、認可外保育園を利用されている方への補助も、待機児童解消の観点から考える必要があるかもしれません。

(委員長)

認可外保育園の保育料が高いということでした。

(A 委員)

認可外保育園と認可保育園の保育料の差を穴埋めする補助も検討していただきたいと思っています。

(委員長)

認可外保育園の水準が低いとはいえません。保育士がいるところが良くて、普通のお母さんが悪いということではありません。最後は人です。

(D 委員)

小規模保育も認可外保育園も包括するような制度を考えていったほうがいいのではないのでしょうか。

(委員長)

結論として、待機児童の解消へ向けて保育行政を検討していただきたい。

(委員長)

佐倉市体育協会補助金についていかがでしょうか。

上位の大会に参加することになったときの支出基準を、事前に作っておくべきです。

(A 委員)

少年少女スポーツの振興も検討していただきたいと思います。

(委員長)

普段運動に参加していない人に参加してもらえるような補助金を検討していただきたいというくらいでしょうか。

(委員長)

佐倉交通安全協会佐倉支部長連絡協議会補助金と、佐倉市交通安全母の会事業補助金についてはいかがでしょうか。

これは統合してもらいたいです。どう話を聞いても、同じ活動内容です。

(B 委員)

35 人の固定メンバーというのが気になります。

(B 委員)

登下校の見守りなど交通安全活動は地域でも行われていますので、交通安全母の会だけに特別に補助金を支出するというのはどうでしょうか。

(委員長)

補助金を廃止したら困る理由があるのでしょうか。

(蜂谷主幹)

会員それぞれが会費を支出しています。半額補助しているのですが、廃止されれば自分たちの会費だけで事業を行うことになります。

(委員長)

一人あたり 1,200 円の補助です。自治会費でも 1,200 円なんていうところはありません。

(B 委員)

補助金の支出にかかる労力を考えるとどうでしょうか。

(委員長)

この補助金があると、予算書に一行加えないといけません。統合の方向で検討してもらいましょう。

### 議題 3：ヒアリング未実施の補助金について

(委員長)

ヒアリング未実施の補助金については、各委員が資料に目を通し、必要なものは主管課に来てもらって検討をした、それ以外の補助金については、問題がないという整理でよろしいでしょうか。

検討の途中で、どうしても確認したい箇所が出てくれば、各主管課に資料を提出してもらって議論をしていきたいと思います。

(B 委員)

検討した個別の補助金の中身から、広く全体を見るという方向に進んでもいいのではないのでしょうか。

(委員長)

それでは、もう 1 回ヒアリングした後に、補助金全体を考える機会を設けるということはいかがでしょうか。

各委員が確認したい箇所が出てくれば、事務局を通して資料を提出してもらってください。

(B 委員)

私も、資料をもらって疑問が解消して、特にヒアリングに来ていただく必要のなくなったものがありましたので、そのようにして進めていってもいいのではないのでしょうか。

(委員長)

疑問点については、各委員が事務局に資料を請求して、検討を進めてください。そういったものについては、必ず委員会で報告していただき、共通認識を図っていきましょう。

(C 委員)

コミュニティ助成事業助成金は、平成 25 年度は 200 万円なのですが、平成 26 年度は 0 で、気になるところです。

(小川財政課長)

コミュニティ助成事業助成金は、宝くじの収益を財源とするもので、自治会等の団体が市を通して自治総合センターへ申請し、採択されれば市を通して助成金が交付されるものです。

市の補助金ではあるのですが、市の財源ではありません。

(委員長)

疑問があれば事務局に求めてください。検討した結果については、必ず委員会に報告していただくということをお願いします。

そろそろ全体の検討もしていきたいのですが、20 年後に人口が 3 万人減ってしまう中で、一般会計も減らさなければなりません。今の 17 万人を 100 として、人口が 1,000 人減ればその割合の補助金総額を減らすということも検討していきたいと思います。

今のは例えですが、廃止すべき補助金と、直接執行すべき補助金、補助内容を見直すものという整理をしながら審議を進めていきたいと考えています。

(終了 : 17 : 13)